年金だより NENKINDAYORI

「ねんきん特別便」が届きます

平成20年10月までに、すべての皆様に社会保険庁から「ねんきん特別便」が届きます。

基礎年金番号に結びついていない記録と基礎年金番号の記録が結びつく可能性のある方については、昨年の12月より順次発送されており、平成20年3月までの間に届きます。

それ以外の方にも、年金受給者の方々へは平成20年4月から5月までの間に、現役加入者の方々へは平成20年6月から10月までの間に届きます。

「ねんきん特別便」が届いたら、必ずご本人が年金記録に記載もれや誤りがないかを確認し、必要な手続きをしてください。

【問い合わせ先】

ねんきん特別便専用ダイヤル
0570―058―555
※IP電話・PHSからは、03―6700―1144にお電話ください。

詳細は、社会保険庁ホームページ（http://www.sia.go.jp/）をご覧ください。

年金加入記録の確認後のお手続きの流れ

〔年金加入記録に訂正がある場合、年金受給者と現役加入者では、手続き方法が異なります。ご注意ください。〕

訂正がない（年金受給者・現役加入者とも）

同封の「年金加入記録照会票」から「確認はがき」を切り取って“訂正がない”を○で囲み、提出年月日、氏名をご記入の上、返送してください。以上で記録が確認されます。

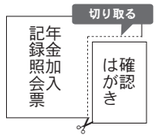

訂正がある（記載されていない加入期間がある。記載内容に誤りがある。）

同封の「年金加入記録照会票」に必要事項をご記入いただき、「確認はがき」を切り取らず“訂正がある”を○で囲んでください。

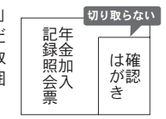

年金受給者

- 「年金加入記録照会票」に年金証書を添えてお近くの社会保険事務所でお手続きください。
- 社会保険事務所へ来所できない場合は、下記の「ねんきん特別便専用ダイヤル」へご連絡ください。（郵送による手続き方法等をご案内します。）

社会保険事務所で記録の確認を行い、年金額の変更となる場合は、年金額の改定手続きを行います。

現役加入者

「年金加入記録照会票」を同封の返信用封筒で返送してください。

社会保険庁で記録の調査を行い、その結果を改めてお知らせします。

ねんきん特別便に関する相談会が開催されます

本宮市内と大玉村にお住まいの方を対象に、ねんきん特別便に関する相談会が開催されます。

当日は、社会保険事務所の職員が直接ご相談に応じますので、ねんきん特別便に関して疑問などありましたら、ぜひお越しください。

日時　2月22日（金）10：00～15：30
場所　本宮市役所　1階相談室

問い合わせ先　市民課　国保年金係（内線127）

本宮市水道工事指定店会

㈲浜野和水道（33―2788）本宮市本宮字塩田49番地2
㈲本宮設備（33―2592）本宮市本宮字南町裡144番地1
㈲タカトク設備（33―2183）本宮市本宮字南町裡109番地
オオナミ㈱（33―1001）本宮市高木字戸崎63番地3
㈲佐藤商会（33―5875）本宮市仁井田字富士内1番地1
㈲光設工業所（33―1895）本宮市青田字孫市2番地25
㈲キング設備工業（33―1248）本宮市青田字戸ノ内122番地11
㈱タカマツ（33―5242）本宮市本宮字一ツ屋12番地7
㈱大敬工業所（48―3253）大玉村玉井字中森3番地
㈱小山設備（33―3031）本宮市本宮字仲町39番地
㈲須藤住機工業（34―5528）本宮市本宮字小幡33番地1

＊借金（サラ金・ローン返済）にお悩みの方ご相談ください＊

司法書士法人　あおば事務所

福島事務所：福島市南中央3丁目7-2鶴島ガーデン102号
電話番号：024－528－8802
二本松事務所：二本松市成田1丁目816-1コーポ成田3-101号
電話番号：0243－62－2515

お知らせ

税務署からのお知らせ

税務署では、平成19年分確定申告書作成会場を、次のとおり開設します。

確定申告書を作成するために、会場においでになる方は、3月になりますと大変込み合いますので、早めのご来場をお願いします。

◆開設場所
福島県男女共生センター
1階研修ホール
（二本松市郭内1丁目196―1）

◆開設期間
2月8日（金）～3月17日（月）
※土・日・祝日を除く
※この期間中は、税務署には会場を設置しておりませんのでご注意ください。

◆開設時間
午前9時～午後4時
なお、昼休みの時間帯も申告書作成会場はご利用いただけますので、「手引き」等を利用して、ご自分で申告書を作成してください。

★申告書は、自分で書いて早めのご提出をお願いします。

※確定申告に関する電話は、電話相談センターにおつなぎします。
電話相談センターには、東北税理士会の会員税理士にも従事していただいております。

◆問い合わせ先
二本松税務署
☎22―1192

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について

戦没者等の遺族に対する第8回特別弔慰金の請求期限は、平成20年3月31日までです。

対象となるご遺族の方で、まだ請求されていない方は、期限内に請求してください。

◆対象者
戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位の遺族お一人に支給されます。

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者等の子
3. 父母・孫・祖父母・兄弟姉妹（戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏が同じ方）
4. 3以外の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
5. 1から4以外の三親等内の親族（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方）

◆支給内容
額面40万円
（10年償還の記名国債）

◆請求期限
平成20年3月31日

◆問い合わせ先
▽保健福祉課　社会福祉係
（☎内線131）
▽白沢総合支所　保健福祉課福祉係　（☎内線518）

母子家庭や寡婦の方へ福祉資金を貸付します

福島県では、経済的に不安定な状態の母子家庭および寡婦の経済的自立や児童の修学などに必要な資金の貸付を行っています。

貸付には連帯保証人が必要となるほか、様々な条件があります。詳しくは、お問い合わせください。

◆貸付の種類
①修学資金（子の高校、大学、専門学校等に修学させるのに必要な授業料など）
②就学支度資金（子の就学準備に必要な入学金、制服等の購入費など）
※その他、目的に応じて合計13の資金があります。

◆申請・問い合わせ先
保健福祉課　社会福祉係
（☎内線132）

平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方へ

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、市県民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済みの平成19年度分の市県民税額から、税源移譲により増額となった市県民税相当額が還付される場合があります。

◎平成19年1月1日時点でのお住まいの市区町村に「減額申告書」の提出が必要になります。
（申告用紙は市役所税務課窓口にございます。）

申告期間　平成20年7月1日～31日まで

◆問い合わせ先
税務課　市民税係（☎内線164・165）
白沢総合支所　地域振興課　税務係（☎内線510）

もとみや寄席　出演者　**桂 米助**さん他

お買い物は地元の商店で

日時：2月16日（土）　会場：サンライズもとみや
昼の部／午後1時30分開演　　夜の部／午後5時開演
入場料／全席3，000円（全席指定）

【チケット販売　お問合せ】
本宮商工会　TEL33－2541［午前9時～午後5時（平日のみ）］
白岩屋商店　TEL34－3123［午前8時30分～午後6時30分］

出演者
一、落語／昔昔亭A太郎
二、日本手品／小泉ポロン
三、落語／桂　幸丸
四、ものまね／江戸家まねき猫
五、落語／桂　米助